

オフィスの



高良守

2010年3月11日の「東

日本大震災」、その後の原子力発電施設による放射能漏れは、沖縄県産品などの地域産品の海外展開に大打撃を与えた。中国政府は、その年の11月によく「产地証明書」

という書類の作成および公印の押印による証明書でもって貿易再開を了とした。中国貿易のなかで一番の課題が、政府間で取り決めた申請書や証明書等の他に地方税関単位で提出しなければならない書類が多数あり、かつ異

なることだ。

しかも、公印を求めてくる中国地方税関も少なくなく、貿易実務においては致命的だ。なぜならば、中国側が必要な書類の提出がなされなければ、貨物は中国国内で流通しないことは言うまでもなく、最悪の場合、そこで廃棄されるか、または返却される

ことになる。

また、中国への輸出が混載の場合、事態はさらに悪化する。書類の未提出や不備が生じた場合、自社商品の貨物は

もどより、他の業者の貨物も引き取れなくなり、賠償問題にも発展してくる。

では、中国貿易において、

先述の「产地証明書」の他に、公印を求められた事例を紹介したい。

飲料を中国へ輸出する場合

中國政府が求める公的証明書(要公印)の中の一つに「塑性剤」という証明書がある。英語では、"Certificate of Plasticizer"となる。

実は、中国では、国内外の飲料において、主にプラスチックキヤップからプラスチックの成分が溶け出し、その成分が体に悪影響を与えるという

ため、中国政府は、飲料自体にプラスチックの成分が溶

け出していないという旨(安
全である旨)の公的証明書を輸出国へ要望しており、泡盛もその例外ではない。

中国政府が定める塑性剤の基準値はどれもキログラム当

たり、DEHPが、1・5ミリグラム以下、DBPが、0・3ミリグラム以下、DINPが、9ミリグラム以下となつており、これらの基準を上回れば、即現地にて廃棄か、返却されることになる。

このように、3・11以降の海外貿易、特に中国や韓国においては、申請書や証明書が多岐にわたるため貿易実務自体が煩雑化し、臨機応変な対応が求められている。

今後、特に中国へ飲料の輸出を予定している飲料メーカーや業者は参考にしてほしい。(琉球物貿易連合会長)